障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの生活介護

**運営規程（例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程 | 作成に当たっての留意事項 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく○○○（生活介護）運営規程 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称 |
| （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。 | ※「＊＊＊」⇒開設者(法人名)  ※「○○○」⇒事業所の正式名称 |
| （運営の方針）  第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。  ２　指定生活介護の実施に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。  ３　前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及びその他関係法令等を遵守し、指定生活介護を実施するものとする。 | ※「入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供」⇒提供する内容に応じて変更する。 |
| （事業所の名称等）  第３条　指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　神戸市○○区△△×丁目×番×号　＊＊ビル×号 | ※「○○○」⇒事業所の正式名称を記載。  ※｢兵庫県神戸市○○区・・・｣⇒所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載する。 |
| （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名  管理者は、従業者の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）サービス管理責任者　○名  サービス管理責任者は、次の業務を行う。  （ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。  （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。  （ウ）生活介護計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。  （エ）生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。  （オ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  （カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  （キ）他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  （３）医師　○名以上  医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  （４）看護職員　○名以上  看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  （５）理学療法士　○名以上  理学療法士は､・・・を行う。  （６）作業療法士　○名以上  作業療法士は､・・・を行う。  （７）生活支援員　○名以上  生活支援員は、・・・を行う。  （８）運転手　○名以上  運転手は、・・・を行う。  （９）栄養士　○名以上  栄養士は、・・・を行う。  （１０）調理員　○名以上  調理員は、・・・を行う。  （１１）事務職員　○名以上  事務職員は、必要な事務を行う。 | ※理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。この場合は、「機能訓練指導員」と記載する。  ※運転手、栄養士、調理員、事務職員については配置しない場合は記載しない。 |
| （営業日及び営業時間等）  第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日  ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日  ○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間  午前○時から午後○時までとする。 | ※「営業日」「営業時間」は、利用の受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をそれぞれ記載する。  ※なお、営業除外日を「お盆」といった具体的な日程が特定できない書き方をする場合は、利用者にいつまでに、どのような方法で、当該営業除外日を周知するのかについても記載する。 |
| （利用定員）  第６条　事業所の利用定員は次のとおりとする。  ○○名 |  |
| （指定生活介護を提供する主たる対象者）  第７条　事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  （１）身体障害者（18歳未満の者を除く）  （２）知的障害者（18歳未満の者を除く）  （３）精神障害者（18歳未満の者を除く）  （４）難病等対象者（18歳未満の者を除く） | ※主たる対象者を特定しない場合は、記載しなくてもよい。 |
| （指定生活介護の内容）  第８条　事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。  （１）生活介護計画の作成  （２）食事の提供  （３）入浴又は清拭  （４）身体等の介護  （５）生産活動  （６）創作的活動  （７）機能訓練  （８）生活相談  （９）健康管理  （１０）送迎サービス  （１１）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  （２）から（１０）に附帯する日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。 | ※左記事例は一例であり、運営規程の作成にあたっては、実際に提供する生活介護の内容について記載する。  ※「食事の提供」「入浴・・・」⇒提供しない場合は記載しない。  ※（７）「機能訓練」⇒従業者の配置が整備されていて、実際に支援を行う場合は記載する。  ※「送迎サービス」⇒提供しない場合は記載しない。 |
| （利用者から受領する費用の種類及びその額）  第９条　指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。  ３　前２項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。  （１）創作的活動に係る材料費　実費  （２）日用品費　実費  （３）食事の提供に係る費用　〇〇円（うち食材料費〇〇円）  食事の提供に係る費用に掲げる費用が実費を上回る場合は当該実費を徴収するものとする。  （４）送迎サービスの提供に係る費用  燃料費の実費（送迎加算の額を超える額に限る）  （５）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費  ４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。  ５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。 | ※当項については実際に提供する生活介護の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。 |
| （通常事業の実施地域）  第１０条　通常の事業の実施地域は、○○市○○区、□□市□□区、××市及び△△市の全域とする。 | ※通常の事業の実施地域については原則市区町村単位で記載する。なお、市区町村の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるような記載する。 |
| （工賃の支払）  第１１条　事業者は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。 | ※「（工賃の支払）」⇒工賃支払が発生しないサービス内容のみ提供する場合は当条について記載しない。 |
| （サービス利用に当たっての留意事項）  第１２条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。  （１）○○○こと。  （２）○○○こと。  （３）○○○こと。 | ※利用者が、事業所を利用する際に留意する事項を記載する。（原則として内容は自由。ただし、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出時等の際の「許可」等）等については、規定することはできない。） |
| （利用者負担額等に係る管理）  第１３条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。  ２　前項の場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。 |  |
| （緊急時等における対応方法）  第１４条　現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。  ２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。  ３　指定生活介護の提供により事故が発生したときは、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ４　指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。 |  |
| （非常災害対策）  第１５条　事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。 |  |
| （業務継続計画の策定等）  第１６条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （衛生管理等）  第１７条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 | ※令和6年3月31日までは努力義務であるため、「努める」とすることも可。 |
| （苦情解決）  第１８条　事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第１１条第２項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第４８条第１項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。 |  |
| （個人情報の保護）  第１９条　事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。  ３　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。 |  |
| （虐待防止に関する事項）  第２０条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知 |  |
| （身体拘束等の禁止）  第２１条　事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。  ３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施 |  |
| （その他運営に関する重要事項）  第２２条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　年○回  ２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から５年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。 |  |
| 附　則  この規程は、令和○○年○月１日から施行する。 | ※運営規程を変更する場合は、「附則　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。」を順次追記する。 |